

処 分 基 準

平成26年10月29日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第4条の3第2項
処 分 の 概 要：認知症に係る指定医の診断書の提出命令
原権者（委任先）：佐賀県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第4条（許可）、同第4条の3第2項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第15条（認知機能の低下の状況を判断する基準）
処 分 基 準： 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第15条の基準に該当する場合は、認知症に係る専門医の診断書が既に提出されている場合等を除き、指定する医師の診断を受け、当該医師の診断書を提出することを命ずる。
問 い 合 わ せ 先： 警察本部生活安全部生活安全企画課銃砲・危険物係（電話0952-24-1111 内線3036） 住所地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課
備 考：